

司法院釈字第373号（1995年2月24日）\*

争 点

教育事業の技術系人員等による労働組合の結成を禁止する労働組合法の規定は違憲か。

（工會法禁止教育事業技工等組工會之規定違憲？）

キーワード

労働組合法（工會法）、結社権（結社權）、教育事業

**解釈文**：「工会法」（労働組合法）第四条は「各行政機関の行政職職員並びに教育事業、軍事産業の従業員は労働組合を結成してはならない」と定めているが、教育事業に属する技術系人員・給仕係従業員の業務は、その性質上教育事業におけるサービス業務を提供するに過ぎないため、教育事業の技術系人員・給仕係従業員による労働組合の結成禁止は、彼らの合理的の権益の獲得を阻み、憲法第二十三条に定められている制限の必要限度を超える憲法に保障されてい

る当該職種に携わる国民の結社権

を侵害しているというべきである。よって、本解釈が公布される日より、遅くとも満一年の時点で、その効力を失う。なお、教育事業の技術系人員・給仕係従業員の業務性質を斟酌し、彼らによる労働権の行使に制限を加えることが必要であるかどうかは、立法機関が前記期間内にそれを検討・修正しなければならないことをここに併せて説示しておく。

**解釈理由書**：憲法第一四条には国民の結社自由が定められており、さらに同法第一五三条第一項

\*翻訳者：陳洸岳

は、労働者の生活を改善し、その生産技能を向上させるために、労働者を保護する法律の制定及び政策の実施をしなければならないと定めている。各種の職業に従事する労働者が労働条件の改善を求める、その社会的・経済的地位を高めるために労働組合を結成しうることは、現代法治国家が普遍的に認めている労働者の基本権利であり、上記憲法規定の存在するゆえんでもある。そこで、労働組合の結成に関する法律を制定するにあたり、社会秩序及び公共利益への配慮を前提にしたうえで、労働者に団体交渉権や労働争議権を取得させなければならないのである。労働組合法第四条は「各行政機関の行政職職員並びに教育事業、軍事産業の従業員は労働組合を結成してはならない」と定めているが、教育事業に属する技術系人員・給仕係従業員の業務の性質は教育を受ける国民の権利にかかわっているとはいえ、教育事業におけるサービス業務を提供するに過ぎないため、当該技術系人員・給仕係従業員による労働組合の結成禁止は、彼らの合理的権益の獲得を

阻み、憲法第二三条に定められている制限の必要限度を超え、憲法に保障されている当該職種に携わる国民の結社権を侵害しているというべきである。よって、本解釈が公布される日より、遅くとも満一年の時点で、当該禁止規定はその効力を失う。なお、「工会法」第五、六、一二、二〇、二六条及び「団体協約法」(団体交渉法)、「労資争議処理法」(労使争議処理法)の諸規定によれば、労働者の権益を保障するために、労働条件や賃金・労働時間・安全衛生・休暇・退職・労災補償・保険等といったような組合員の福利厚生事項に関しては、労働組合が会員を団結して使用者と協議した上、労働協約を締結することができるほか、協議が成立しない場合、労働組合が協議の不成立による労使間争議を取りまとめたり、調停を申し出たりすることができる。そして、調停の過程を経ても解決しない場合、最終的解決を求めるため所定手続を踏まえてストライキを実行することもできるが、教育事業の技術系人員や給仕係従業員の業務の内容は、その性質上、構内

の安全や教学研究環境の整備等と  
いった教育を受ける国民の権利の  
保護とまったく関わりがないとはい  
えない。そこで、当該人員によ  
る労働権の行使に何らかの制限を  
加えることが必要であるかどうか  
は、立法機関が一年以内にそれを  
検討・改正しなければならないこ  
とをここに併せて説示しておく。

本解釈は、劉鐵錚大法官・戴  
東雄大法官による反対意見書があ  
る。